

その申込、定期購入になっていませんか？

(1)スマートフォンで、「定期縛りなし」という美容液の定期コースの広告を見て、販売サイトで注文した。初回の商品が届き、販売業者に解約の電話をしたところ「3回購入が条件の定期コース契約」になっていると言われた。広告では定期縛りなしとの記載があったと伝えたと、特別割引クーポンを利用したためコース変更されたとの説明があった。



(2)テレビショッピングを見ていて、今なら半額で購入できるといわれた「サプリメント」を注文するため電話をしたところ、数カ月試した方がより、お得なおまとめコースがあると勧められて、承諾したら複数月おまとめコースの定期購入になっていた。



<アドバイス>

1、クーポン利用の条件として複数回購入になっているかも！！

(「定期縛りなし」などの表示があっても、申し込み直前に条件が変わることがあるので注意)

2、必ず「最終確認画面」で定期購入になっていないか確認しましょう！！

(自分が申し込みをした内容から金額等が変わっていないか見てみましょう)

3、「いつでも解約可能」と書かれていても解約方法を確認しましょう！！

(解約の方法が電話や無料メッセージアプリに限定されていることも)

4、電話が繋がらなくても、日時を変えて何回もかけてみましょう！！

(無料メッセージアプリのやり方がわからないなら、誰かに教えてもらいましょう)



5、必要のないコースはきっぱり断りましょう！！

(テレビショッピングや新聞広告で紹介していないお得コースを紹介されることがあるので注意)



お断りします

1つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター（相談窓口）もしくは消費者ホットライン188へ電話！！